ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)(ii)に該当することとなった事実を知った場合　次に掲げる書類

[(1)～(3)　略]

[削る。]

(4)・(5)　[略]

[九・十　略]

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二　法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　[略]

二　役員が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

[三～八　略]

九　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

[十～十二　略]

（許可申請書の添付書類）

第二百二十一条　法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

[一～七　略]

八　役員等が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九　役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

[十・十一　略]

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百二十二条　法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

[一・二　略]

三　法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　[略]

ロ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

[(1)～(3)　略]

(4)　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6)　法第六十条の三第一項第一号ヌ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

[四～六　略]

ロ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合　次に掲げる書類

[(1)～(3)　同上]

(4)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(5)・(6)　[同上]

[九・十　同上]

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二　[同上]

一　[同上]

二　役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

[三～八　同上]

九　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

[十～十二　同上]

（許可申請書の添付書類）

第二百二十一条　[同上]

[一～七　同上]

八　役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九　役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

[十・十一　同上]

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百二十二条　[同上]

[一・二　同上]

三　[同上]

イ　[同上]

ロ　[同上]

[(1)～(3)　同上]

(4)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

[加える。]

[四～六　同上]